

請願・陳情の委員会付託（審査）除外基準について

諮問事項として、令和 6 年 9 月 30 日の議会運営委員会で決定した「陳情の参考送付」について、下記の内容で申合せ化し、議員各位に通知する。

1 請願・陳情の委員会付託（審査）除外基準

（１）係争中のもの、または調停中のもの

【説 明】

現に係争中または調停中の事件に対して、議会が態度表明することはなじまない。

（２）郵便等で送付されたもののうち、住所、連絡先等が不明確で連絡がとれないもの

【説 明】

住所、連絡先等が不明確な場合、提出した個人、団体が実在するのか、また明らかに本人の意思なのか確認ができない。更に、内容に不備、不明確な点があった場合の確認もできないため、審議に支障を来すことが考えられる。

（３）法令に反すると思われるもの、または特定の個人、団体等を誹謗、中傷し、その名誉毀損、信用失墜の恐れがあるなど公序良俗に反すると思われるもの

【説 明】

法令や公序良俗に反するような内容に対して、議会が態度表明することはなじまない。

（４）個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害する恐れがあるもの

【説 明】

公開の場である議会において、個人の秘密の暴露やプライバシーを侵害する恐れのある議論を行うことはなじまない。なお、議員や職員の身分に関するものについても、同様の恐れがある場合は付託除外とする。

（５）既に願意が達成されているもの

【説 明】

既に事業計画が決定している、または予算措置がされているもの。

（６）私人（法人を含む）間の争いに関するもので、双方で自主的に解決すべきもの

【説 明】

私人間の争いに起因して条例制定や都市計画決定・変更を求めるなど、区としての対応や責任が問われるものを除き、私人間の争いに関するものは、本来、双方で自主的に解決すべきである。

（７）趣旨等が不明確なもの

【説 明】

議会に求める内容が不明確なものは、議会の審査になじまない。

(8) その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの

【説 明】

判断目安は、以下のとおりとする。

- ① 区民（在勤・在学者を含む）以外からのもの
- ② 郵送（障がい等の理由で来庁できない方は除く）のもの
- ③ 過去1年間において結論が出た陳情で、状況の変化がないもの
- ④ 外交問題（国際紛争）及び国際機関等からの指摘等に関して国等に対応を求めるもの
- ⑤ 上記のほか、議会の審査になじまないと議長が判断するもの

※ 上記に該当する陳情であっても、区政や区民生活に密接に関係し、板橋区議会で審査することが適当な陳情は審査対象とする。

2 除外基準に対する事務処理について

- (1) 受付締切り後、除外基準に該当すると思われる請願・陳情については除外して、文書表(案)を作成する。その際、除外基準に該当すると思われる請願・陳情については、該当理由を付記した一覧表を別途作成する。
- (2) 上記の請願・陳情については、議会運営委員会理事会に報告の上、同委員会の審査を経て、付託の有無を決定(全会一致を原則)する。
- (3) 議会運営委員会終了後、その結果に基づき請願・陳情番号を付与し、文書表を調整する。
- (4) 議会運営委員会において付託しない旨、決定があった場合は、当該請願・陳情の写しを関係常任委員会委員並びに執行機関に送付する。また、議員より要求がある場合は、適宜対応する。なお、提出者に対し審査に付さない旨、理由を付して通知する。

3 適用時期

令和7年第1回定例会受理分から適用する。